

(仮称) 八千代市学校給食センター一東八千代調理場
整備・運営事業

落札者決定基準

令和2年5月22日

八 千 代 市

目次

第1章 審査の概要.....	1
1-1 事業者選定基準の位置付け.....	1
1-2 審査方法の概要.....	1
1-3 事業者選定委員会の設置.....	1
1-4 審査の流れ.....	1
第2章 審査の手順.....	3
2-1 第一次審査.....	3
2-2 第二次審査.....	3
(1) 入札書類の確認.....	3
(2) 入札価格の確認.....	3
(3) 基礎審査.....	3
(4) 加点審査.....	3
第3章 落札者の決定.....	7

第1章 審査の概要

1-1 事業者選定基準の位置付け

落札者決定基準は、八千代市（以下「本市」という。）が、（仮称）八千代市学校給食センター東八千代調理場整備・運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「選定事業者」という。）の募集・選定にあたり、最も優れた提案を審査し選定するための手順、方法、評価基準等を示すもので、本事業の応募者を対象に配布する「入札説明書」と一体のものである。

1-2 審査方法の概要

本市は、本事業に PFI 手法を導入することにより、民間事業者の技術やノウハウを活かし学校給食センターを整備・維持管理することで、整備期間や財政負担等の縮減、効率化を図ることを目指している。

選定事業者を選定するに当たっては、透明性・公平性及び競争性の確保に配慮した上で、本事業に係るサービス対価及び事業提案内容等を総合的に評価する総合評価一般競争入札方式により選定する。

1-3 事業者選定委員会の設置

学識経験者等の外部委員及び本市の職員から構成する（仮称）八千代市学校給食センター東八千代調理場整備・運営事業に係る事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が落札者決定基準に基づき入札参加者から提出された入札書類の審査を行い、落札候補者を選定する。

選定委員会の委員は次に示すとおりである。

表 1-1 選定委員会のメンバー

委員長	植田 和男	特定非営利活動法人 日本 PFI・PPP 協会 会長兼理事長
副委員長	小林 伸夫	八千代市 教育委員会 教育長
委員	中山 茂樹	千葉大学大学院工学研究科 教授
	堀端 薫	女子栄養大学 栄養学部 准教授
	出竹 孝之	八千代市 財務部 部長

1-4 審査の流れ

審査は二段階に分けて実施するものとし、応募グループの資格、実績といった事業遂行能力を確認する一次審査と、基礎審査を通過した応募グループの提案内容等を審査する二次審査を実施する。

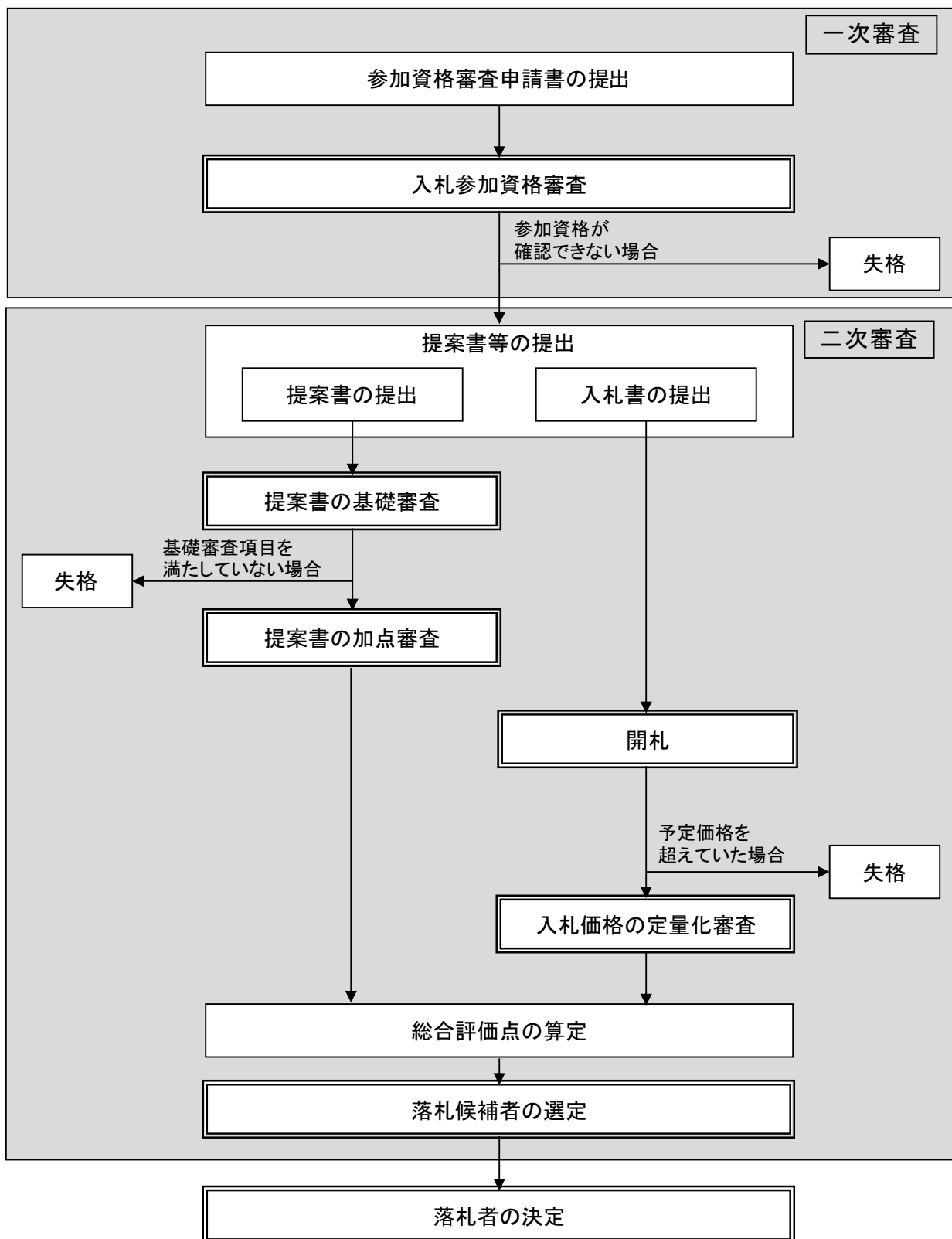
なお、基礎審査の結果は加点審査の結果に影響しない。

審査の流れは次に示すとおりである。

表 1-2 一次審査及び二次審査の内容

一次審査	入札参加資格審査
二次審査	基礎審査、加点審査

表 1-3 審査の流れ



第2章 審査の手順

2-1 第一次審査

本市は、参加資格審査申請書により、入札説明書に記載した入札に参加する者の備えるべき参加資格要件（以下「参加資格要件」という。）を満たしていることを確認する。満たしていることが確認できない場合は失格とする。確認結果は各応募者の代表企業に通知する。

2-2 第二次審査

(1) 入札書類の確認

本市は入札書類を確認し、様式集に記載した必要書類を満たしていることを確認する。入札書類に不備がある場合は失格とする。

(2) 入札価格の確認

本市は、入札書類に記載された入札価格が予定価格を超えていないことを確認する。入札価格が予定価格を超える場合は失格とする。

(3) 基礎審査

選定委員会は、提案書に記載された内容が、要求水準書に示す要求水準を満たしていることを確認する。提案内容が要求水準を満たしていない場合は失格とする。

要求水準を満たしていることが確認された者の提案書についてのみ加点審査を行う。

(4) 加点審査

選定委員会は、提案書類に記載された入札価格以外の内容を「③ 加点審査の得点化方法」に従い点数化する（技術点）。また、入札価格についても「④ 入札価格の得点化方法」に従い点数化する（価格点）。技術点の満点は 60 点、価格点の満点は 40 点とする。

① 技術点の加点審査項目及び配点

加点審査項目と項目毎の配点は次のとおりとする。

表 2-1 加点審査項目及び配点

加点審査項目	配点（点）
1. 事業実施体制等に関する提案	15
2. 施設整備業務に関する提案	15
3. 維持管理業務に関する提案	7
4. 運營業務に関する提案	23
合計	60

② 加点審査項目の評価基準

加点審査項目の具体的な内容及び評価基準は次のとおりとする。

表 2-2 加点審査項目の評価基準

評価基準	配点
事業実施体制等に関する事項	15点
① 実施体制・実施方針 本事業における市の目的を十分に理解し、入札参加者の総合力、チームワークを期待できる実施体制・実施方針となっている。	5点
② 資金調達・返済計画の確実性・安定性 ・資金調達の確実性と安定性について優れた提案がなされている。 ・毎年度の収支計画の確実性と安定性について優れた提案がなされている。 ・不測の資金需要への対応について優れた提案がなされている。	2点
③ リスク管理方針と対策 リスク分析及び適切な対応策の提案がなされている。	5点
④ 地域経済・社会への貢献 ・地域経済への貢献（雇用、市内企業の活用等）※具体的な地域への発注額等を評価 ・市内企業の活用，市民の雇用，市内での資材購入など，地域経済や地域社会の活性化に資する提案がなされている。	3点
施設整備業務に関する事項	15点
① 施設計画 ・職員等の出退勤時、食材納入・給食配送・給食回収時等における車両や歩行者との事故を防止するよう配慮した全体動線計画について優れた提案がなされている。 ・一般エリア、汚染作業区域、非汚染作業区域、その他の区域のゾーニングについて衛生面等に配慮した優れた提案がなされている。 ・調理設備等の能力・台数が、適温の給食提供、安全、衛生的かつ効率的に調理を行うための優れた提案がなされている。	5点
② 工程管理，周辺環境対策等 ・各種申請の日程等，着工前の手続から施設引渡しまでの具体的かつ妥当なスケジュール計画，工期短縮の工夫，不測の事態が生じた場合にスケジュールを遵守するための信頼できる対策等の提案がなされている。 ・既存共同調理場の解体撤去について、事業スケジュールや周辺地域に配慮した提案がなされている。 ・工事期間中において、十分な交通安全対策及び騒音，振動，悪臭など近隣等への悪影響を最小限に抑える提案がなされている。	5点
③ 地球環境・ライフサイクルコストへの配慮 ・環境負荷低減及び省エネルギーに配慮された提案がなされている。 ・ライフサイクルコスト低減に配慮された提案がなされている。	5点
維持管理業務に関する事項	7点
① 建築物保守管理業務，建物設備保守管理業務 建築物や建築設備等の性能及び状態を常時適切な状態にしておくための適切な業務遂行計画及び方策の提案がなされている。	2点
② 調理設備保守管理業務 調理設備の性能及び状態を常時適切な状態にしておくための適切な業務遂行計画及び方策の提案がなされている。	2点
③ 食器・食缶等保守管理・更新業務，施設備品保守管理業務 食器・食缶や施設備品の性能及び状態を常時適切な状態にしておくための適切な業務遂行計画及び方策の提案がなされている。	2点
④ 清掃業務・警備業務，植栽・外構保守管理業務 清掃・警備，植栽・外構に関する管理項目・作業内容等に関する適切な業務遂行計画及び方策の提案がなされている。	1点

評価基準		配点
運營業務に関する事項		23 点
①開業準備業務	開業準備業務の基本的な考え方や管理項目・作業内容等に関する適切な業務遂行計画及び方策の提案がなされている。	1 点
②魅力ある給食の提供		
<ul style="list-style-type: none"> 調理業務及びアレルギー対応食調理業務の基本的な考え方や特徴，管理項目・作業内容等に関する適切な業務遂行計画及び方策の提案がなされている。 品質確保，2 時間喫食実現のための優れた提案がなされている。 食べ残し抑制への方策について具体的かつ優れた提案がなされている。 		5 点
③衛生管理業務	衛生管理業務の基本的な考え方や特徴，管理項目・作業内容等に関する適切な業務遂行計画及び方策の提案がなされている。	5 点
④食材等の検収補助・保管業務に関する事項	食材等の検収補助・保管業務の基本的な考え方や特徴，管理項目・作業内容等に関する適切な業務遂行計画及び方策の提案がなされている。	2 点
⑤ 洗浄・残渣等処理業務に関する事項	食器等の洗浄・保管や残渣等の処理に関する基本的な考え方や特徴，管理項目・作業内容等に関する適切な業務遂行計画及び方策の提案がなされている。	2 点
⑥配送・回収業務	配送・回収業務の基本的な考え方や特徴，管理項目・作業内容等に関する適切な業務遂行計画及び方策の提案がなされている。	4 点
⑦災害・事故発生時対応に関する事項	災害・事故発生時の役割に対して配慮された提案がなされている。	3 点
⑧将来への対応	対象となる学校の統廃合等，配送校の変更や増減する食数に対する対応について，優れた提案がなされている。	1 点
合計		60 点

③ 加点審査の審査基準及び得点化方法

加点審査項目ごとの評価基準に基づいて提案内容を審査し，総合的に優劣評価して技術点を付与する。

加点審査の審査基準を次に示す。

表 2-3 審査基準

評価	審査基準	得点化方法
A	特に優れている	配点×1.00
B	AとCの中間程度	配点×0.75
C	優れている	配点×0.50
D	CとEの中間程度	配点×0.25
E	優れているとは認められない	配点×0.00

また，加点審査の得点算定式を次に示す。

表 2-4 加点審査の得点算定式

算定式 【加点審査の得点算定式】	
$\left(\begin{array}{c} \text{当該入札参加者の} \\ \text{技術点} \end{array} \right) = \frac{\sum (\text{各評価項目の配点} \times \text{評価基準})}{\text{委員人数 (5名)}}$	

④ 入札価格の得点化方法

入札価格を対象として、次に示す方法に基づき価格点を付与する。
入札価格の得点算定式を次に示す。

- ・ 加点審査に進んだ全入札参加者のうち、入札価格が最低である者を1位とし、価格点の満点である40点を付与する。
- ・ 他の入札参加者の価格点は、1位の入札価格（最低入札価格）と当該入札参加者の入札価格（当該入札価格）との比率により算出する。算出した得点の小数点第3位を四捨五入する。

表 2-5 入札価格の得点算定式

算定式 【入札価格の得点算定式】	
$\left(\begin{array}{c} \text{当該入札参加者の} \\ \text{価格点} \end{array} \right) = 40\text{点} \times \frac{\text{最低入札価格}}{\text{入札価格}}$	

⑤ 総合評価

選定委員会は、算定した技術点と価格点の合計（総合評価点）が最も高い提案を行った応募者を落札候補者として選定する。
総合評価点の得点算定式を次に示す。

表 2-6 総合評価点の得点化方法

算定式 【総合評価点の算定式】	
$\left(\begin{array}{c} \text{当該入札参加者の} \\ \text{総合評価点} \\ \text{(満点：100点)} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{c} \text{当該入札参加者の} \\ \text{技術点} \\ \text{(満点：60点)} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{当該入札参加者の} \\ \text{価格点} \\ \text{(満点：40点)} \end{array} \right)$	

第3章 落札者の決定

本市は、選定委員会による落札候補者の選定結果を踏まえて落札者を決定する。ただし、総合評価点の最も高い提案が同点で複数ある場合には、くじ引きにより落札者を決定する。

落札者の決定結果は、各応募者の代表企業に通知するほか、結果の概要、審査講評を本市のホームページで公表する。